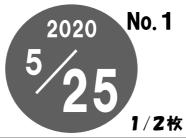
お知らせ版

発行◆下妻市役所[〒304-8501下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課 市役所へのお問い合わせは 20296-43-2111(代) (AXI) (AXI)

HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/



問 =問い合わせ先 申 =申込先 ☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ▽=メールアドレス HP =ホームページ

子育で世帯の方へ 臨時特別給付金(一時金)支給



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとし て、児童手当を受給する世帯に対し「臨時特別給 付金(一時金)」を支給します。

支給対象の方には、6月上旬に児童手当現況届 の通知と一緒に臨時特別給付金についての案内チ ラシを送付します。

この給付金の支給を受けるにあたり、申請は不 要です。

※希望しない場合は申出書を提出してください

◆支給対象者

令和2年4月分(4月から新高校1年生となって いる場合などは3月分)の児童手当の支給を受け る方

※特例給付(児童1人につき5,000円)を受給して いる方は対象外です

◆対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日まで に生まれた子で、令和2年4月分(4月から新高 校1年生となっている場合などは3月分の児童 手当の対象となる児童

◆支給額 対象児童1人につき10,000円

◆給付の方法

児童手当登録銀行口座などへの振り込み(申出 書提出者は除く)

※公務員の方は、所属庁から制度案内と申請書が 届き、居住市町村への申請が必要になります

※受付期間などが決まり次第市ホームページなど でお知らせします

市子育て支援課

☎45-8120 **FAX**30-0011

福受給者証 (マル福) が新しくなります ~ひとり親・重度心身障害者~

【要件を満たす方には受給者証を郵送します】

現在ご使用の福医療福祉費受給者証は、有効期限が6月 30日(火)までとなっています。マル福支給要件を満たし、 制度に引き続き該当する方には、新しい福受給者証を6月 下旬ごろに郵送します。

【対象となる方】

◆ひとり親

- ◇18歳未満の児童および20歳未満の障害児または高校在 学者を監護している父子家庭の父とその子および母子家 庭の母とその子
- ◇父または母が重度障害者である父子もしくは母子など
- ◇父母のいない児童。その児童を養育している配偶者のな い男子および女子、または婚姻したことのない男子およ び女子
- ◆重度心身障害者
- ◇身体障害者手帳1・2級に該当の方
- ◇身体障害者手帳3級に該当の方で、その障害名が心臓・ 腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸またはヒト免疫 不全ウィルスによる免疫の機能障害とされる方
- ◇療育手帳の判定がAまたはAの方
- ◇障害基礎年金1級の方
- ◇身体障害者手帳3級の方で、かつ療育手帳の判定がBの 方
- ◇特別児童扶養手当1級の方
- ◇精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制 度への加入が必要です

【窓口での更新が必要な方】

市役所保険年金課窓口での手続きが必要な方には、個別 に通知しますので、手続きをお願いします。

- ◇所得の確認ができない方(住民税未申告者、転入者など)
- ◇受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者証の変更 など)
- ◇支給要件が変更になる方
- ◇ひとり親世帯で状況確認が必要な方

◎受給には所得制限があり、非該当となる場合がありま <u>す。</u>

市保険年金課 243-8326 (13) 43-2933

児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当の支給にあたり、毎年6月に、養育状況や 所得の確認をするため、現況届を提出することになっ ています。未提出の場合は、6月分以降の手当が受け られなくなります。期間内に必ず手続きを行ってくだ さい。

ただし、令和2年5月以降に初めて認定請求した方 (5月に第一子が生まれた方、5月に転入した方など) は、届出の必要がありません。対象となる方には6月 上旬に通知を送付します。

◎申請は、新型コロナウイルス感染症対策のため郵便 による申請の手続きを推奨します。ご理解ご協力を お願いします。

◆提出書類

- ◇現況届用紙(対象者へ郵送します)
- ◇健康保険証の写し(受給者のもの)
- ※下妻市国民健康保険加入者は不要
- ◇その他必要に応じ、提出する書類などがある場合も あります。

◆注意事項

- ◇公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。
- ◇所得の申告をしていない方は、審査に必要なため前 年中所得の申告を行ってください。
- ◇書類の提出が遅れたり不備がある場合、支給が遅れ る場合があります。
- ◆提出期限 6月30日(火)まで
- ◆提出方法

同封の返信用封筒で6月30日(火)までに投函してく ださい。

市子育て支援課 ☎45-8120 ℻ 30-0011

令和2年度(前期分)農用地区域の除外・ 編入申し出受け付け

農業振興地域整備計画の変更にかかる申し出を次の とおり受け付けします。

- ◆受付期間 6月1日(月)~30日(火)
- ◆受付時間 午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
- ◆受付場所 市役所千代川庁舎 1階 農政課
- ◆申請書類 市役所農政課にお問い合わせください ※市ホームページからもダウンロード可





市農政課 ☎45-8992 🗚 43-3239

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、人権侵犯の被害者の救済や人権相 談の実施など、市民の皆さまに人権について関心を 持ってもらえるよう、さまざまな啓発活動を行ってい ます。

◆人権擁護委員

横田 芳宏	藏持 薫
飯塚 榮子	須藤 澄子
内田 博	横倉 和夫
古澤 三枝子	横堀 孝徳



◆各種人権相談窓□

◇電話相談 月~金曜日(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

◇インターネット人権相談(24時間受付)

HP https://www.jinken.go.jp/

市福祉課 ☎43-8246 🗚 43-6750

6月1日~7日は水道週間です

水道週間は、厚生労働省、都道府県、市町村の水道 事業所などによって「飲み水を 未来につなごう ぼ くたちで」をスローガンに実施されます。毎日の暮ら しに欠かすことのできないライフラインとして重要な 水道について、この機会に考えてみませんか。

水道事業は使用者の皆さまからの水道料金により運 営されている事業です。より一層の給水サービスの向 上を図るため、ご理解ご協力をお願いします。

間 市上下水道課 ☎44-5311 AX 44-5312

ごみ出しに「気遣い」を



新型コロナウイルス感染症対策として、指定ごみ袋 でのごみの排出についてお知らせします。

使用済みのティッシュやマスクは、小さめのポリ袋 に入れ、その後、指定ごみ袋に入れてください。

指定ごみ袋でのごみ排出の際は、ごみ袋の口の部分 を必ず2方向結んでから出してください。

新型コロナウイルス感染症から収集業務従事者を守 り、ごみ収集業務を滞らせないために皆さんの協力が 必要です。収集業務従事者が感染すると、日常のごみ 収集ができなくなります。

ごみ収集業務従事者が安全に、かつ安心して作業で きるよう、ご理解ご協力をお願いします。

市生活環境課 ☎43-8289 🖾 44-7833

ご近所を犬のトイレにしていませんか ~リードでつないで、袋を持って散歩しましょう~

地域の人は、他人の飼い犬のフンで困っています。飼 い主は、食事の世話と同様にフンを始末しなければなり ません。

- ◆愛犬のフンは持ち帰る
 - フンの処理から目をそむけず、地域へのご配慮をお願 します。持ち帰ったフンは、臭いや衛生面に配慮をし て「可燃ごみ」として出してください。
- ◆犬の放し飼いはやめましょう ノーリード散歩、公園で放す、夜間のみ放すことも含 みます。
- 市生活環境課 ☎43-8234 🖾 44-7833

猫が周りに迷惑をかけていませんか



◆愛猫は室内で飼いましょう 自由気ままだからといって猫を外へ出すことは、ふん 尿やいたずらで周りの迷惑となり、近所トラブルの原 因になることもあります。猫を安全に飼養できること や、ご近所への気遣いのためにも「猫は室内飼養」をお 願いします。

◆のら猫に餌をやらないで

のら猫に餌をやっている人は「飼い主」とみなされ、無 計画に増える猫によるいたずらの責任を負わなくては なりません。自分で飼えない猫には餌をやらないでく ださい。

市生活環境課 ☎43-8234 🖾 44-7833

ヒナを拾わないで ~手を出す前に野鳥を知ろう~



春から初夏にかけては、野鳥の子育ての季節です。ヒ ナは羽ばたく練習中で、地面にいるヒナを親鳥は見守っ ています。そういったヒナを親から引き離す「誘拐」をし ないでください。

- Q ねこに襲われないですか。
- A 野生生物が生き延びるのはわずかで、死んだ鳥が食 物になってほかの生物の命を支えているのが自然の 摂理です。
- Q 人がヒナを育てることはできますか。
- A 人に餌をもらい、生きる知恵を身に着けなかったヒ ナは、自然に放しても生きていけません。また、勝 手に野鳥を飼うことは鳥獣保護管理法に違反します。

希少種など、そのままにしておけないと判断される場 合は、市役所生活環境課に相談してください。

市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

霞ケ浦流域の水質規制強化

県では、茨城県霞ケ浦水質保全条例などの一部を改正し、 令和3年4月1日から排水規制を強化します。

- ◆対象地域 高道祖「東原地区」
- ◆対象 小規模事業所
- ◆排水の水質基準

茨城県霞ケ浦水質保全条例(平成19年~)

項目	BOD(生物化学的酸素要求量)	SS(浮遊 物質量)	窒素	りん
1日あたり 平均値	20mg/ <i>Q</i>	30mg/ <i>l</i>	_	_
1日あたり 最大値	25mg/ ℓ	40mg/ l	45mg/ℓ	6mg/ℓ

◆罰則の適用

令和3年4月1日からは改善命令や排水一時停止命令が発 出され、命令に従わなかった場合は罰則が適用されます。

- ◆改善対策をしたい事業者への支援
- ◇茨城県環境保全施設資金融資制度
- ◇高度処理型浄化槽設置補助金交付制度

県民生活環境部 環境対策課

2029-301-2966

県西県民センター環境・保安課

224-9134

市生活環境課 ☎43-8234 🕰 44-7833

6月1日~10日は

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です

総務省では、電波を正しく利用してもらうための周知・ 啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化します。電 波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルー ルはみんなで守りましょう。

総務省関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害 ☎03-6238-1939 テレビ・ラジオの受信障害 ☎03-6238-1945 市総務課 ☎43-2115 🖾 43-4214

「行政書士による無料相談会」開催

茨城県行政書士県西支部では、暮らしと役所の諸手続き について、面談により相談に応じます。

- ◆日時 6月13日(土)午前10時~午後3時
- ◆場所 筑西市中央公民館 ボランティア活動室 [筑西市丙372]
- ◆相談内容 相続・遺言、成年後見、離婚、農地転用、建 設業許可などの諸問題

※事前予約は不要です

茨城県行政書士県西支部



『シルバー人材センター』会員募集

シルバー人材センターは「健康維持や生きがいのた めに働きたい」という意欲ある高齢者の方々に、その 希望と経験に合った臨時的・短期的な仕事を紹介し ています。会員としてシルバーの仕事をしてみませ んか。なお、会員になるには次の要件が必要です。

- ◆下妻市、八千代町にお住まいで、当センターの目 的に賛同し、健康で働く意欲のあるおおむね60 歳以上の方
- ◆入会説明を受け、入会申込書を提出し、定められ た会費を納入した方



公益社団法人 下妻地方広域シルバー人材センター **☎**44-3198 **FAX**44-6897

不適正な土砂の搬入にご注意



市町村や県の許可を得ないで土砂を山のように堆 積したり、粗悪な建設残土で土地を埋め立てるな ど、不適正な土砂の搬入事案が県内で多発していま す。こうした行為の責任や土砂の処理費用の負担 は、業者(行為者)だけではなく土地所有者または管 理者にも及ぶことがあり、多大な損害を受けること になります。被害に遭わないよう、自分の土地は自 分で守りましょう。

◆防止策

- ◇業者から、無料で土地を埋め立てしますなどの "うまい話"があっても安易に土地を貸さない。
- ◇業者や事業の内容を確認し、不明な点は書面で提 出させる。
- ◇自分だけで判断せず、周囲の方や市役所生活環境 課や県に相談する。
- ◇土地を定期的に見廻る。侵入防止柵や警告掲示板 を設置する。

◆注意

- ◇急に山林が伐採された
- ◇空き地などに工事用の鉄板が敷かれた
- ◇重機類(バックホウなど)が持ち込まれた
- ◇荷台の大きな(深枠)ダンプが出入りしている
- ◇普段見かけない不審な人物がうろついている
- ◎「県不法投棄110番」 20120-536-380 受付時間(平日)午前8時30分~午後5時15分
- 県廃棄物対策課 ☎029-301-3033 県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127 市生活環境課 ☎43-8234 🗚 44-7833 休日・夜間は下妻警察署 ☎43-0110 ※匿名の通報でも対応します

ご相談ください「スクールサポートセンター」

市教育委員会では、悩みごとを持つお子さまや保護 者の方が相談できる機関として「スクールサポートセ ンター」を設置しています。お子さまの健やかな成長 と発達を願って、さまざまな内容の相談をお受けして います。

◇お子さまの抱えている問題

突然学校に行きたくなくなる、学校に行く時間にな るとお腹が痛くなる、友達とつきあうのが苦手、な かなか眠れない、ひきこもってしまったなど

◇保護者のみなさまの悩み

問題行動に関すること、子育ての不安に関するこ と、生活習慣やしつけのことなど

※相談は無料。秘密厳守

- ◆開設時間 月~金曜日(午前9時~午後4時30分)
- ◆相談予約申込電話番号 ☎30-1919





スクールサポートセンター(千代川庁舎隣) **2**30-1919 **FAX**45-8998

製造業を営む皆さまへ 工業統計調査を実施します

2020年工業統計調査(2019年実績)を6月1日現 在で実施します。調査票が郵送されますので、ご回答 をお願いします。

工業統計調査は、わが国の製造業の実態を明らかに することを目的とし、統計法に基づく報告義務がある 重要な統計調査です。調査票に記入された内容は、厳 重に管理され、統計作成の目的以外に使用することは ありません。正確な記入をお願いします。

- ◆回答方法 ◇インターネット回答 ◇郵送提出(返信用封筒にて郵送)
- ◆回答期限 6月30日(火)まで



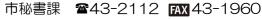
市企画課 243-2113 243-1960

広報しもつま 『わがやのにんきものコーナー』 掲載希望者募集



- ◆対象年齢 市内在住の1~3歳のお子さま
- ◆掲載内容 写真およびメッセージ
- ◎詳しくは、お問い合わせください。



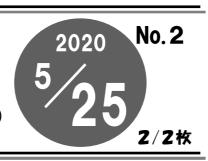




お知らせ版

発行◆下妻市役所[〒304-8501下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課 市役所へのお問い合わせは 20296-43-2111(代) (区X0296-43-4214代)

HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/



乳がん・子宮がん医療機関検診受診券を郵送します

医療機関検診は、市が発行する受診券を使用して病院・医院などで受ける検診方法です。令和元年度中に乳が んまたは子宮がん検診を医療機関で受けた方には、5月末日までに医療機関用受診券を郵送します。

- ◆申込・受診期間 6月1日(月)~令和3年2月28日(日)
- ◆対象者・自己負担金 自己負担金を医療機関窓口でお支払いください。

検診名	検査内容	対象者の条件	自己負担金
子宮がん検診	子宮頸部検査	20歳以上の女性	1,000円
	 視触診+超音波検査	30~39歳、41~65歳の奇数年齢	1,500円
	恍然多下心自必快直 	66歳以上の奇数年齢	1,000円
乳がん検診	視触診+X線検査(マンモグラフィー) 2方向	40~48歳の偶数年齢	1,500円
	視触診+X線検査(マンモグラフィー) 1 方向	50~64歳の偶数年齢	1,500円
		66歳以上の偶数年齢	1,000円

- ※年齢は、令和3年3月31日時点の年齢
- ◆検診機関
- ◇子宮がん検診 茨城県医師会登録の医療機関で受診
- ◇乳がん検診 市が委託している医療機関で受診

医療機関名	子宮がん	乳がん		
- 大宗 (成)	ナ呂がん	視触診+超音波	視触診+X線	
宇津野医院	0	0		
中岫産婦人科医院	0			
軽部医院		0		
平間病院		0	\bigcirc	
砂沼湖畔クリニック		0		
菊山胃腸科外科医院		0		
とき田クリニック		0	○(40歳代のみ)	
筑波記念病院(つくばトータルヘルスプラザ)	0	•	•	
つくば総合健診センター(筑波メディカルセンター)	○(頸部のみ)	•	•	
庄司クリニック		0		
つくば国際ブレストクリニック		•	•	
遠藤産婦人科医院	0	•	•	
小松崎産婦人科医院	0			
長倉内科・外科クリニック		0		
城西病院(城西総合健診センター)	0	•	•	

- ※●印は、視触診の実施がありません。
- ◆申込方法
- ①市保健センターにお電話で申し込みください。
- ②申し込みした方に、受診券を郵送します。
- ◇受診の際に、受診券がない場合は補助の対象とはなりません。
- ◇集団検診(10~12月に実施)と医療機関検診の両方を受診することはできません。どちらか一方にお申し込み ください。乳がん集団検診の詳細はお知らせ版7月号に、子宮がん集団健診の詳細はお知らせ版9月号に掲載 の予定です。
- ◇無料クーポン券に該当する方は、こちらの受診券は必要ありません。
- ※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外来診療を一部制限している医療機関もあります。医療機関 で検診を受ける際は、事前に医療機関へ電話し予約をしてください





乳がん・子宮頸がん検診の「無料クーポン券」をご活用ください

がん検診推進事業による「無料クーポン券」を対象の方へ送付します。この機会にぜひ検診を受けましょう。

	乳がん(マンモグラフィ)	子宮頸がん	
対象者(令和3年3月31日時点)	41歳の女性	21歳の女性	
有効期間	6月1日(月)~令和3年2月28日(日)		
検診場所	◇県内の指定医療機関 ◇市の集団検診(10~12月に実施)	※予約制	



※対象者(4月20日時点、市内に住民登録のある方)には、5月末日までに無料クーポン券を個別に送付します ※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外来診療を一部制限している医療機関もあります。医療機関で検 診を受ける際は、事前に医療機関へ電話し予約をしてください

市保健センター ☎43-1990 🖾 44-9744

看護職のための「新型コロナウイルス感染症 に関する電話相談窓口」設置

看護職のこころの健康を維持することを目的に、「新 型コロナウイルス感染症に関連する看護職の電話相談 窓口」が設置されました。

- ◆電話番号 ☎029-231-6356
- ◆開設時間 月~金曜日午前9時~午後4時30分 ※土・日曜日、祝日、夏季休暇(8月13日~15日)、 年末年始(12月29日~1月3日)を除く
- ◆設置主体 公益社団法人 茨城県看護協会・茨城県 ナースセンター



公益社団法人 茨城県看護協会・茨城県ナースセ ンター

2029-221-7021 FAX 029-226-0493

歯のなんでも電話相談

ふだん聞けない入れ歯のこと・子どもの歯の悩 み・インプラント・矯正・口臭の悩み・顎関節症・ 歯周病・ブラッシングの仕方・料金のことなど、歯 に関する悩みや質問を無料で電話相談します。お気軽 にお電話ください。

- ◆日時 6月14日(日)午後1時~4時
- ◆受付電話番号 ☎029-823-7930 ※匿名受付可
- ◆回答者 歯科医師
- ◆相談料 無料





一般社団法人 茨城県保険医協会

☎029-823-7930(城倉)

FAX 029-822-1341



マイナンバーを証明する書類として使用されていた 「通知カード」が、法改正により令和2年5月25日(月) に廃止されることが決定しました。廃止後は、通知 カードの再交付申請および住所・氏名など券面変更の 手続きができなくなります。

現在お手元にある通知カードについては、氏名、住 所などが住民票に記載されている内容と一致していれ ば、マイナンバーを証明する書類として使用可能で す。一致していない場合、証明する書類として使用で きません。ご注意ください。

- ◆廃止後のマイナンバーの証明方法
- ◇顔写真入りのマイナンバーカードを取得する
- ◇マイナンバー入りの住民票を取得する
- ※出生などでマイナンバーが新規に付番された方には 「個人番号通知書」が送付されますが、マイナンバー を証明する書類としては使用できません





市民課 ☎43-8196 🗚 43-2933

無料電話相談「女性の権利110番」開催

女性の権利一般に関する諸問題に詳しい弁護士が、 対処の方法や正しい法律知識を提供し、適切なアドバ イスを行います。

- ◆日時 6月23日(火)午後1時~4時
- ◆内容 ドメスティック・バイオレンス、ストー カー、セクシュアル・ハラスメント、職場に おける差別、離婚に関する問題などの相談
- ※相談料は無料、電話料金は自己負担
- ◆電話番号 ☎029-232-1601 **2**029-232-1602
- 茨城県弁護士会
 - **2**029-221-3501 **5**029-227-7747

6月のマイナンバーカード (個人番号カード)の窓口交付日



マイナンバーカード(個人番号カード)を申請した方には、地方公共団体情報システム機構よりカードが市民課に届き、準備ができ次第、順次「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知書)を転送不要郵便で送付しています。

マイナンバーカード交付には窓口混雑と待ち時間軽減のため、交付日時の予約が必要です。交付通知書が届いた方は交付通知書に記載される専用電話番号にて予約を取り、予約日に受け取りをお願いします。平日の時間外および休日の交付日を設けています。6月の交付日は、次のカレンダーのとおりです。

- ※交付通知書は、マイナンバーカードを申請してからおおむね1カ月程度で送付されます。マイナンバーカードの交付を受ける際に必要になるものです。なくさないでください
- ※マイナンバーカード申請時、郵送で受け取りを希望 した方は予約の必要はありません
- ※交付および申請日程は、感染症対策などにより変更 する場合があります

〈注意〉

マイナンバーカードは、交付通知書を送付した日から一定 期間保管し、その後廃棄処理を行います。お早めにご予約 をお取りください。

6月のマイナンバーカード交付日カレンダー

	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	•	A	•	A	•	
7	8	9	10	11	12	13
×	•	A	•	A	•	×
14	15	16	17	18	19	20
*	•		•		•	×
21	22	23	24	25	26	27
21 ×	•	A	•	A	•	×
28 ×	29	30				
×	•	•				

【交付受付時間】

●=平日日中のみ

午前9時~11時30分、午後1時30分~4時

▲二平日時間外交付日 上記に加え、午後5時~

上記に加え、午後5時~6時

■=休日交付日 午前9時~11時30分、午後1時30分~4時

★休日交付日

午前9時~11時30分、午後1時30分~4時

※カード申請受付を午前9時~午前11時30分に実施 します

×=交付は行いません

問 申 市民課 ☎43-8196 麻 43-2933

就職すると決めた「あなた」を応援します

いばらき県西若者サポートステーション(通称サポステ)は、課題克服のためのさまざまなセミナー、面接練習、履歴書の添削など、就職決定のお手伝いをしています。就職についての悩みや不安を話してみませんか。ビデオ通話相談も行っています。

※就職先の斡旋はしていません

※新型コロナウイルス感染症対策などにより、予定が 変更となる場合があります

◆日時 6月4日(木)、18日(木)、 7月2日(木)、16日(木) 各日 午前10時~午後0時30分

- ◆場所 ハローワーク下妻内 サポステ専用ブース
- ◆費用 無料
- ◆相談員 いばらき県西若者サポートステーション相 談員
- ◆対象者 就職で悩んでいる15~49歳の方、その保護者または関係者
- ◆申込方法 前日までにサポステに電話またはメール で予約

問申

いばらき県西若者サポートステーション

254-6012 **53**54-6013 **3**54-6013 **3**54-6013

開所時間 火〜土曜日 午前9時30分〜午後5時30分 (祝日を除く)

Mhola@iw-saposute.org

「メロン収穫体験+婚活八千代町」開催

- ◆日時 6月28日(日)午前9時30分~午後4時 (受付午前9時~)
- ◆場所 八千代町中央公民館[八千代町菅谷1027] 八千代町内メロン果樹園[八千代町栗山地区]
- ◆対象 25~45歳の独身男女
- ◆募集定員 男性15人 女性15人 ※応募多数の場合は抽選
- ◆参加費 男性 3,000円 女性 1,000円
- ◆申込期間 6月8日(月)~17日(水)
- ◆申込方法 電話申し込み
- ※日程が変更になる場合があります

問目

いばらきマリッジサポーター県西地域活動協議会 ☎090-8891-1893(塚越)

☎090-6122-5677(長屋)

★090-6122-5677(長屋 **FAX**48-3586(長屋)

電話受付時間 正午~午後7時



木造住宅耐震診断士派遣事業実施

住宅の耐震診断を行います。



- ◆申込み期間 6月5日(金)~9月30日(水)
- ◆事業対象住宅の主な要件
- ◇昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている木 造住宅
- ◇所有者が居住する戸建住宅で、地上階数が2以下の 本造住宅
- ◇そのほかにも要件があり、要件すべてに該当する住宅のみが対象となります。

◆申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、市役所建設課(第二庁舎2階)にお申し込みください。お申し込みの場合は、住宅の建築時期が確認できる書類(建築確認済証など)を持参ください。

- ◆費用自己負担額 1件当たり2,000円
- ◆派遣予定件数 5件(原則先着順)
- ◆その他
- ◇同派遣事業は、被災者生活再建支援制度による被災 度区分判定調査とは異なります。
- ◇市では、事業申し込みをしていない方に対する派遣 や斡旋などは行っていません。また、診断士がご自 宅に訪問する際は、「茨城県木造住宅耐震診断士認 定証」を携帯していますので、ご確認ください。



市建設課 ☎45-8127 🛝 43-2945

木造住宅耐震改修費助成事業実施

住宅の耐震改修(設計・工事)に関する費用助成を行います。

- ◆申込期間 6月5日(金)~10月30日(金)
- ◆事業対象住宅の主な要件
- ◇昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている木 造住宅
- ◇所有者が居住する戸建住宅で、地上階数が2以下で延床面積が30㎡以上の木造住宅
- ◇耐震改修設計を行う場合は、一般診断法による耐震 診断の上部構造評点(※1)が1.0未満であること
- ◇耐震改修工事を行う場合は、耐震改修設計時の精密 診断法による上部構造評点が0.3以上増加し、かつ 増加後の上部構造評点が1.0以上となること。ま た、令和3年2月末日までに工事が完了すること。
- ◇そのほかにも要件があり、要件すべてに該当する住宅のみが対象です。
- (※1)上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを 表す数値
- ◆申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印の 上、市役所建設課(第二庁舎2階)にお申し 込みください。
- ◆助成割合など

区分	助成割合	助成限度額	予定件数	備考	
耐震改 修設計	費用の 1/3以内	10万円	3件	原則、	
耐震改 修工事	費用の 1/3以内	30万円	3件	先着順	





申 市建設課 ☎45-8127 FAX 43-2945

野焼きは禁止 (廃棄物の野外焼却)

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やしていませんか

- ◇「煙や臭いで体調を悪くした」
- ◇「洗濯物や布団が外に干せない」
- ◇「火が大きくなって火災になるかと思った」

など野焼きを原因とする苦情がたくさん市に寄せられています。野焼きの煙や臭いは予想以上に遠くまで飛散し、知らないうちに多くの方にご迷惑をかけています。

野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止されています。(罰則規定:5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)

| ※例外規定については、お問い合わせください

- 野焼きはしないで、廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。
- ◆ドラム缶やブロック積みなど簡易な焼却炉による焼 却も禁止されています。
- ◆法令の基準を満たした焼却炉でも、故障や機能不全 の状態で焼却することはできません。
- ◆家庭から出るごみは市指定のごみ袋に入れ、各地区 の集積所に出すか、クリーンポート・きぬへ直接搬 入してください。
- ◆会社や店舗から出るごみは事業系一般廃棄物、また は産業廃棄物として処理してください。
- ◆産業廃棄物は専門の処理業者に依頼してください。と



市生活環境課 ☎43-8234 АХ 44-7833

- ◇休日や夜間の場合 ☎110番または下妻警察署 ☎43-0110
- ◇火災の危険がある場合 **☎**119番または下妻消防署 **☎**43-1551
- ※匿名の通報でも対応しますが、通報の際は「行為者」または「行為場所」を明確にお伝えください。あいまいな情報では対応できない場合があります

